

成人歯科健康診査償還払い制度について

市では、受診券を使用せずに、市内・市外の歯科医療機関にて歯科健康診査を受けた場合、健康診査分の料金を助成する償還払い制度を実施しています。

詳細は下記のとおりです。

ご不明な点等がございましたら、下記までお問合せください。

1. 対象者

今年度 20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70 歳になる方
(令和9年4月1日時点の年齢)

2. 申請期間及び申請可能回数

申請期間・・・令和8年6月1日から令和9年1月31日まで

申請可能回数・・・上記対象年齢ごとに1回

※令和8年6月1日～12月31日までに受けた歯科健康診査が対象です。

3. 償還する料金

領収書及び診療明細書に記載の、【初・再診料、検査費用、医学管理費用】のうち自己負担した額（上限3,300円）

4. 申請方法

- (1) 窓口・・・市役所2階保健課にお越しください。
- (2) 電話・・・0192-54-2111（内線235・233）
後日申請書等を郵送いたします。
- (3) Web・・・右記二次元コードより申請手続きをお願いいたします。



5. 申請に必要なもの

- (1) 申請書（HPからダウンロードが可能です。また、Web申請を希望の方は不要です。）
- (2) 医療機関から発行される領収書及び診療明細書
- (3) 申請する方の通帳又はキャッシュカード等のコピー（口座番号が分かるもの）
※申請する方以外の口座の場合は、別途委任状が必要になります。
※ネットバンキング等をご利用の方は、口座番号が分かる画面を確認させていただきます。

【問い合わせ先】陸前高田市 福祉部保健課 0192-54-2111（内線235・233）